

新様式（例：第8段階、納付書払い）

富山県市		年度 全額保険料期別(支払回数割) 保険料額		決定(変更)年月日	
5 保険者番号		被保険者氏名		年 月 日	
当初(変更前)		変更後		当初(変更前)	
特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	増徴額	減額
納入月 保険料額	納入月 保険料額	納入月 保険料額	納入月 保険料額		
4月(第1期)	円	円	円		
5月(第2期)	円	第1期(6月)	円	第2期(7月)	円
8月(第3期)	円	第3期(8月)	円	第4期(9月)	円
10月(第4期)	円	第5期(10月)	円	第6期(11月)	円
12月(第5期)	円	第7期(12月)	円	第8期(1月)	円
2月(第6期)	円	第9期(2月)	円	第10期(3月)	円
計	円	計	円	計	円

保険料徴収方法
特別徴収義務者
特別徴収対象年金

4 保険料徴収方法
特別徴収義務者
特別徴収対象年金

※特別徴収義務者及び特別徴収対象年金額は、10月以降の特別徴収がある場合は10月以降の対象情報に記載し、10月以降の特別徴収がない場合は4月～8月の対象情報を記載しています。

令和 年 月 日

被保険者の生年月日等の
情報

寝屋川市長
広瀬 慶輔

令和 7 年度 納入通知書（介護

料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書

令和 7 年度分（令和 7 年度決定分）の介護保険料額が

お的决定しましたので通知します。

被保険者番号	被保険者氏名
生年月日 ①	性別
住所	
決定年月日	
決定理由	特徴対象通知による特徴本算定

年間保険料額 ③	120,420 円
----------	-----------

これからの保険料納付方法等	
保険料徴収方法	納付書納付
特別徴収義務者	***** ④
特別徴収対象年金	*****

月	期別	保険料額		普通徴収の場合の納期
		特別徴収 *****	普通徴収	
4月	第1期	*****	12,420	令和 ○年 6月3日
5月	第2期	*****	12,000	令和 ○年 7月7日
6月	第3期	*****	12,000	令和 ○年 9月1日
7月	第4期	*****	12,000	令和 ○年 9月30日
8月	第5期	*****	12,000	令和 ○年 10月31日
9月	第6期	*****	12,000	令和 ○年 12月1日
10月	第7期	*****	12,000	令和 ○年 1月5日
11月	第8期	*****	12,000	令和 ○年 2月2日
12月	第9期	*****	12,000	令和 ○年 3月2日
1月	第10期	*****	12,000	令和 ○年 3月31日
計		*****	120,420	
合計			120,420	

特別
又は
徴収
ける
保険
記

納付方法の記載
(納付書納付、口座振替)

年金からの特別徴収となります。

なお、6月より特別徴収の欄に年金の記載がある場合は、翌年度4・6・8月2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①/12)	減免額 ④	減免後保険料額 ⑤-④
4月～3月	12月	第8段階	120,420	120,420	0	120,420

保険料段階の算出根拠

本人課税区分 課税・非課税	世帯課税区分 課税・非課税	生活保護 該当・非該当	老齢福祉年金 該当・非該当	公 年金等の収入金額 999,999	合計所得金額 999,999
------------------	------------------	----------------	------------------	--------------------------	-------------------

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

金融機関	
口座種目	口座番号
口座名義人	

普通徴収（現金払い）の場合の納入場所

（お問合せ先） 寝屋川市 福祉部 高齢介護室 住所 57
電話番号 072-838-0518 FAX番号 072-838-0102

前年度所得状況、介護
保険料段階等の記載

不納の申立て及び取消等

この通知に基づき不納がある場合は、この通知を受理した日の翌日から起算して3か月以内（本人が滞りなく納付した日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（翌日）から起算して1年を経過したときは、審判請求）を、寝屋川市を被告として処分（取消）を求めると同時に訴訟提起することができます。その場合は、上記の期限前（前）に必ずこの通知を提出していただく必要があります。

ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、徴収を停止してこの審査を提起することができます。

- ① 審判請求をした日から3か月を経過しても徴収がなされず、
- ② 処分（処分）の執行が滞り続いていることにより生ずる害しい損害を避けるため徴収の必要があるとき、
- ③ その他徴収を停止することにより正当な理由があるとき。